

4月から

衣類・布類の分別区分が変わります！

衣類なら素材にかかわらず回収

資源ごみとして回収している衣類・布類ですが、今年の4月から分別区分が変更となります。

これまでは「綿50%以上のもので洗濯済みのもの(ボタン・ファスナー付き可)」が対象でした。今後は「**素材にかかわらず衣類や衣料品全般、古布など**」が対象となります。

分別区分の変更に伴い、回収することができない衣類・布類も次のとおり変更となります。下表を参考にしてください。

衣類・布類回収の変更点について、疑問などがありましたら、役場環境生活課環境係までご連絡ください。



回収できないもの

布団、ベッドマット、枕、座布団、じゅうたん、玄関マット、便座カバー、はぎれ、カーテン、ぬいぐるみ、洗濯していない物、濡れている物、汚れのひどい物、カビやペットなどの臭いのする物

※回収できないものは、燃やせるごみ・粗大ごみとして出してください。

やめよう!! ごみの焼却

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」の改正により、平成13年4月1日から、

野外焼却(いわゆる「野焼き」)が、一部の例外を除き禁止されています。

また、平成14年12月1日からは、**家庭用などの構造基準を満たしていない焼却炉の使用が、禁止されています。**

違反した場合には、5年以下の懲役か1,000万円以下の罰金、またはこの両方、法人などに対しては3億円以下の罰金といった厳しい罰則が設けられています。

※風呂を沸かしたり、暖をとったりするためのまきや落ち葉、木くずの焼却、バーベキューやキャンプファイヤーなどは、軽微なものとして該当しません。
※一般家庭の可燃ごみであっても、生ごみや紙類、プラスチック、ビニールなどを焼却することはできません。



サイクルのすすめ

普段、何気なく捨てているそのごみ。きちんと分ければ資源になるかも？

ごみ袋代がお得になる資源ごみの分別を覚えて、地球にも家計にも優しくなしましょう！

お菓子の容器の分別方法



- ①お菓子の箱は『資源ごみ(雑紙類)』となります。つぶして一つの袋に入れ、一定量まとめてから出してください。
- ②お菓子の袋は、袋の中をよくふるってから『資源ごみ(プラ類)』として出してください。

ワンポイント

材質が紙のものは、基本的には資源ごみとして出すことができます。しかし、ティッシュ箱のように、取り出し口にビニールがついているものはがして別々にしてから、箱は資源、ビニールは燃やせるごみに出してください。

問い合わせ先/役場環境生活課環境係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)

4月から

屈斜路郵便局で各種証明書などの 屈 交付請求・受け取りができます

※3月26日(水)は準備のため、屈斜路支所を閉庁とさせていただきますので、ご了承ください。

これまで毎週水曜日の午前中に限り、屈斜路研修センター内の役場屈斜路支所で取り扱ってきた戸籍、住民票、印鑑証明書などの交付事務を、4月1日から屈斜路郵便局で取り扱います。これに伴い、屈斜路支所の業務が休止となります。

「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律」に基づき、昨年の町議会12月定例会で「屈斜路郵便局」が指定局として議決されたことによるものです。

交付請求可能な方の範囲など、一部変更となる部分もありますので、ご確認ください。



日本郵便(株)との協定に調印

▶主な変更事項

	これまで	4月1日から
取扱機関	役場屈斜路支所	屈斜路郵便局
取扱時間	毎週水曜日の9時~正午 (祝日、12月31日~1月5日は除く)	月曜日~金曜日の9時~17時 (祝日、12月31日~1月5日は除く)
代理申請	委任状提出で可	不可(本人、同一世帯・記録者のみ)

▶屈斜路郵便局で交付請求と受け取りが可能な証明書など(手数料は役場と同じです)

証明書などの種類	交付請求・受け取り可能な方の範囲
住民票の写し(世帯全部・一部)	本人・同一世帯の方
印鑑登録証明書	本人(印鑑登録証を必ずご持参ください)
戸籍の全部事項証明・個人事項証明	本人・当該証明書に記録されている方
除籍謄本・抄本、改製原戸籍謄本・抄本	本人・当該証明書に記録されている方
戸籍の附票の写し	本人・当該証明書に記録されている方
納税証明書・課税証明書・所得証明書	本人

▶証明書交付請求時における本人確認の方法

- (1) 戸籍関係や住民票の写し、戸籍の附票の写しを請求する場合
 - ① Aの書類を1通以上提示
 - ② Bの書類を2通以上提示
 - ③ B、Cの書類をそれぞれ1通以上提示
- (2) (1)以外の証明書(印鑑登録証明書や納税証明書など)を請求する場合
 - ① A、B、Cの書類を1通以上提示

A ※全て写真付きのもの	B
<ul style="list-style-type: none"> ● 運転免許証 ● 住民基本台帳カード(写真付き) ● 身体障害者手帳 ● 船員手帳 ● 無線従事者免許証 ● 宅地建物取引主任者証 ● 国または地方公共団体が発行した身分証明書や許可証、資格証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種健康保険証 ● 年金手帳 ● 年金証書 ● 恩給証書
	C ※全て写真付きのもの
	<ul style="list-style-type: none"> ● 学生証 ● 法人が発行した身分証明書 ● A以外の国または地方公共団体が発行した資格証明書

※有効期限切れのものは不可とします。

▶役場への各種申請書や届出書などの提出方法

屈斜路郵便局の窓口で役場宛ての封筒(切手代は役場負担)を用意しますので、役場への各種申請書や届出書などを同封の上、屈斜路郵便局の窓口へ出してください。役場へ郵送され、担当課へ配布されます。

問い合わせ先/役場環境生活課総合サービス室 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)